

鳴門市高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上の方で要件を満たす方に、補聴器の本体購入費用の一部を助成します

対象要件 ※以下のすべての要件を満たす方

- 市内に住所を有し、満65歳以上であること
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でないこと
- 両耳聴力が40デシベル以上であること。ただし、耳鼻咽喉科の医師が難聴の状態を勘案し、補聴器を装用する必要があると認めた場合はこの限りでない。
- 他の法令等に基づき補聴器等の助成等を受けていないこと
- 市税等市の徴収金に滞納がないこと
- 過去に本助成を利用したことがないこと

助成金額

上限額 30,000円

※補聴器購入費の2分の1以内、100円未満切り捨て

※診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、送料、付属品、その他の補聴器本体以外に係る費用は対象外です。

手続き方法 手続きの流れは[次のページ](#)をご覧ください⇒

注意事項

- 助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。
- インターネットでの購入は助成対象外です。
- 補聴器購入費用はいったん全額自己負担となります。
- 申請書は1月末日まで、請求書は3月末日までに提出してください。

問い合わせ先

鳴門市 長寿介護課 高齢支援担当
〒770-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170
電話：088-684-1175



手続き方法



①申請書類を取得

「鳴門市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）を長寿介護課窓口で入手、または鳴門市のホームページよりダウンロードしてください。

②耳鼻咽喉科を受診

申請書を持参し、「耳鼻咽喉科」を受診してください。申請書の「医師による意見欄」に医師の証明をもらってください。
※診察料、証明料は自己負担となります。

③「申請書」と「見積書の写し」を長寿介護課へ提出

1月末日までに提出してください。
補聴器販売事業者に「補聴器本体の購入費用が分かる見積書」を作成してもらってください。

④長寿介護課で審査後、助成金の交付の可否を通知

対象者の要件に該当しない場合は不交付となります。交付決定を受けた場合は速やかに補聴器を購入してください。

⑤補聴器を購入後、請求書等を長寿介護課へ提出

提出書類：**3月末日までに提出してください。**

- ①鳴門市高齢者補聴器購入費助成金請求書
- ②補聴器本体の購入費用が分かる領収書の写し（領収書の宛名は申請者氏名であること）
- ③振込口座が分かるもの

⑥申請者本人名義の指定口座に助成金を振込